

③ 経済的負担の軽減に資する支援

犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度とは、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により、亡くなられた犯罪被害者のご遺族（第一順位遺族）や重傷病を負い、又は身体に障害が残った犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため、犯罪被害者等給付金を支給するものです。

この制度は、通り魔殺人事件被害者のご遺族、犯罪被害者学の研究者、弁護士会等から公的な犯罪被害者補償制度の確立の必要性が主張され、さらに、昭和49年8月30日に発生した三菱重工ビル爆破事件（死者8人、負傷者380人）等を契機として、国会、マスコミ等で大きく論議されたことにより、犯罪被害者補償制度の確立を求める声が高まったことを踏まえ、昭和55年5月1日に「犯罪被害者等給付金支給法」が制定され、昭和56年1月1日から施行されたものです。

その後、重傷病給付金の創設や支給要件の緩和、親族間犯罪に係る減額・不支給事由の見直しなど、法令改正により、犯罪被害給付制度の拡充が図られ、令和5年度は、337人の犯罪被害者等に対し、約13億8,400万円の支給裁定を行いました。

● 対象となる犯罪被害

本制度による給付金の支給の対象となる犯罪は、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる犯罪行為（過失犯を除く。）による死亡、重傷病又は障害であり、緊急避難による行為、心神喪失者又は刑事未成年者の行為であるために刑法上加害者が罰せられない場合も、対象に含まれます。

● 犯罪被害給付制度の運用状況

区分	年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
申請に係る犯罪被害者数(人) (申請者数(人))		385 (470)	369 (440)	381 (443)	375 (445)	419 (479)
裁定に係る犯罪被害者数(人) (裁定件数(件))		375 (461)	296 (377)	334 (396)	403 (477)	372 (439)
支給裁定に係る犯罪被害者数(人) (裁定件数(件))		316 (393)	263 (338)	288 (347)	368 (441)	337 (403)
不支給裁定に係る犯罪被害者数(人) (裁定件数(件))		59 (68)	33 (39)	46 (49)	35 (36)	35 (36)
裁定金額(百万円)		1,029	825	1,009	1,484	1,384

※ 裁定金額について、百万円以下は四捨五入で整理。

国外犯罪被害弔慰金等支給制度

国外犯罪被害弔慰金等支給制度は、国外において不慮の犯罪被害を受けた被害者等に対して、国が弔慰金や見舞金を支給するものです。具体的には、国外において犯罪被害を受け死亡した日本国民（日本国外の永住者を除く。）の遺族（犯罪行為の発生時、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。）に対して国外犯罪被害弔慰金（200万円）を、障害（障害等級第一級相当）を負った日本国民に対して国外犯罪被害見舞金（100万円）をそれぞれ支給することとしています。

また、本制度の対象となる犯罪被害は、日本国外において行われた人の生命又は身体を害する行為（※）のうち、当該行為が日本国内において行われた場合に、日本国の法令によれば罪に当たるもの（正当行為、正当防衛及び過失は除く。）による死亡又は障害です。

国外犯罪被害弔慰金等の支給を受けようとする方は、都道府県公安委員会に申請して支給の裁定を受ける必要がありますが、日本国内に住所を有していない方については、領事官経由で申請することも可能です。

※ 日本国外にある日本船舶又は日本航空機内において行われたものは本制度の対象ではなく、犯罪被害給付制度の対象となります。

〔犯罪被害給付制度の概要〕

犯罪被害者等給付金

◎ 対象となる犯罪被害

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（過失犯を除く。）による死亡、重傷病又は障害をいいます。

◎ 犯罪被害者等給付金の性格

犯罪被害者等給付金には、遺族給付金、重傷病給付金及び障害給付金の3種類があり、いずれも国から一時金として給付金が支給されます。

◎ 給付金の支給が受けられる犯罪被害者又は遺族の資格

日本国籍を有する人又は日本国内に住所を有する人です。外国籍の人であっても当該被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、日本国内に住所を有していた人については支給の対象となります。

○ 給付金の算定方法

給付金の額は、犯罪被害者の年齢や勤労による収入の額などに基づいて算定されます。

○ 給付金支給裁定の申請

給付金の支給を受けようとする人は、都道府県公安委員会に申請を行ってください。受付は、各都道府県警察本部又は警察署で行っています。

○ 給付金の減額、調整

犯罪によって被害を受けた場合でも、親族間で行われた犯罪や犯罪被害者にも原因がある場合等には、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。また、労災保険などの公的補償を受けた場合や損害賠償を受けた場合は、その額と給付金の支給額とが調整されます。

○ 「仮給付金」の支給

犯人が不明であるなど、速やかに裁定を行うことができない事情があるときは、仮給付金が支給されます。

● 給付金の種類と額

給付金には、死亡した犯罪被害者のご遺族に対して支給される「遺族給付金」と、犯罪行為により重大な負傷又は疾病を受けた方に対して支給される「重傷病給付金」、身体に障害が残った方に対して支給される「障害給付金」の3種類があり、いずれも一時金として支給されます。

遺族給付金と障害給付金の額は、犯罪被害者の年齢や勤労による収入額などに基づいて算定されます。

重傷病給付金は、保険診療による自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額が支給されますが、療養の期間が1か月以上で、かつ、入院期間が3日以上であること（犯罪被害に起因するPTSDなどの精神疾患の場合には、その症状の程度が、療養の期間が1か月以上で、かつ、3日以上労務に服することができない程度の場合には、入院期間がなくても対象となります。）が必要で、給付金の支給対象期間は3年を限度としています。

遺族給付金

支給額の計算式
遺族給付基礎額×倍数

○遺族給付基礎額

犯罪被害者の収入に応じて算定（年齢層・生計維持関係遺族の有無に応じて最高額・最低額を設定）。一定の親族が遺族給付金を受給する場合、犯罪被害者の収入によらず一定額を加算

○倍数

生計維持関係遺族の人数に応じて決定。生計維持関係遺族に8歳未満の遺児がいる場合は、その年齢・人数に応じて加算

※犯罪被害者が死亡前に療養を要した場合は犯罪被害者負担額と休業加算額の合計額を加算
※第一順位の遺族が二人以上いるときは、その人数で除した額

◎支給を受けられる人

亡くなられた犯罪被害者の第一順位の遺族

◎支給を受けられる遺族の範囲と順位

- ①配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。）
- 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の
②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
- 2に該当しない犯罪被害者の
⑦子 ⑧父母 ⑨孫 ⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹

※○内数字は、支給を受けられる遺族の順位です。

※例～亡くなった犯罪被害者に①配偶者及び②子がいな
い場合は、③父母が第一順位となります。

重傷病給付金

支給額の計算式
犯罪被害者負担額＋休業加算額

○犯罪被害者負担額

負傷又は疾病から3年を経過するまでの保険診療による医療費の自己負担相当額

○休業加算額

犯罪被害者の収入に応じて算定した休業加算基礎額（年齢層に応じて最高額・最低額を設定）に休業日数を掛けることで算定

※上限：120万円

◎支給を受けられる人

犯罪行為によって、重傷病（療養の期間が1か月以上で、かつ、入院3日以上を要する負傷又は疾病。PTSD等の精神疾患である場合には、療養の期間が1か月以上で、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であることを要する。）を負った犯罪被害者本人。

障害給付金

支給額の計算式
障害給付基礎額×倍数

○障害給付基礎額

犯罪被害者の収入に応じて算定（年齢層・障害等級に応じて最高額・最低額を設定）

○倍数

障害等級に応じて決定

◎支給を受けられる人

障害が残った犯罪被害者本人

◎「障害」とは

負傷又は疾病が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体上の障害（精神疾患によるものを含む。）で、障害等級第1級から第14級までに該当する程度をいい、具体的には国家公安委員会規則で定められています。

また、遺族給付金についても、犯罪行為により生じた負傷又は疾病について犯罪被害者が死亡前に診療を受けた場合には、その負傷又は疾病から3年を経過するまでの保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額が加算されて支給されます。

なお、犯罪行為によって被害を受けた場合でも

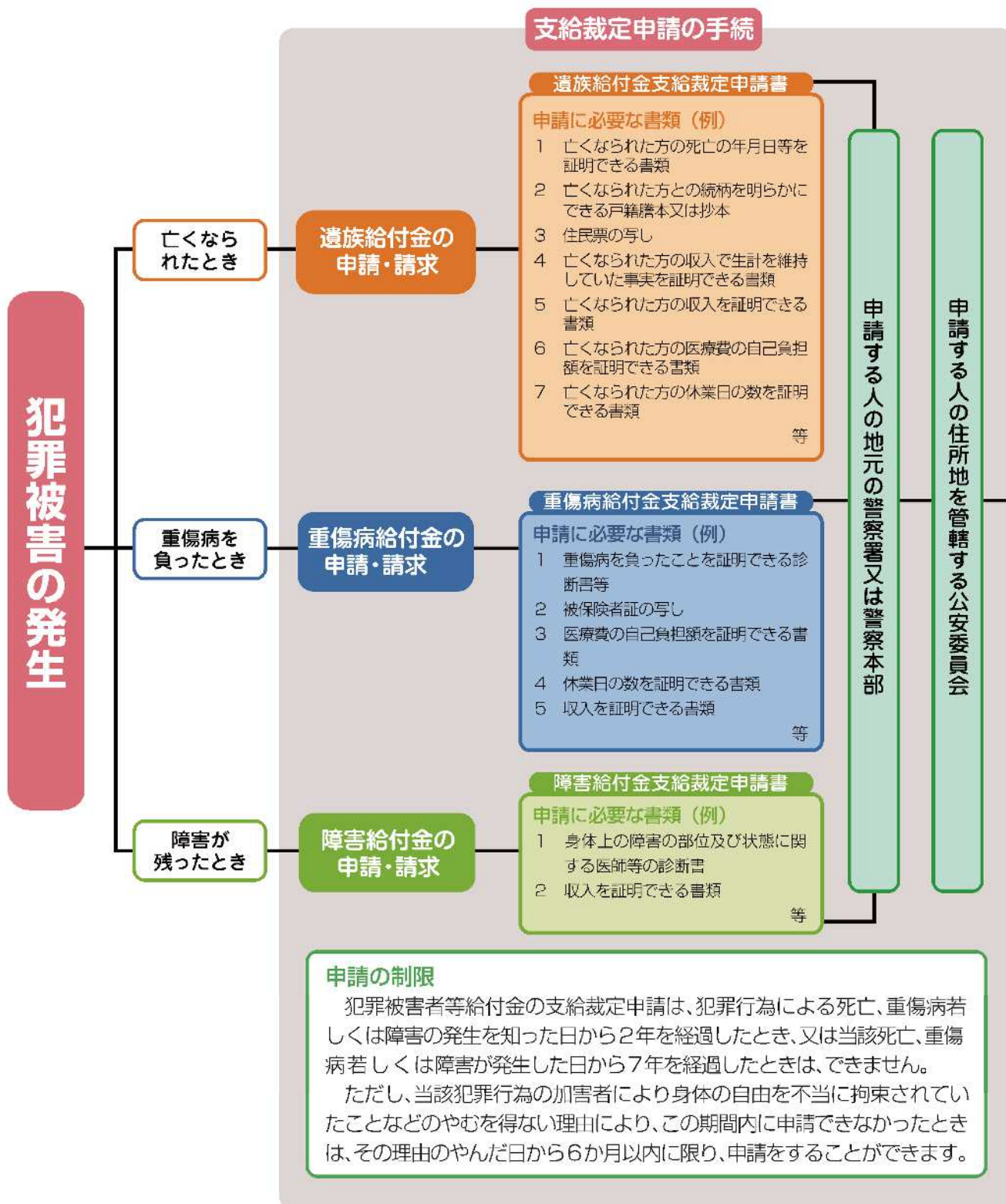
親族の間で行われた犯罪（親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合等を除く）

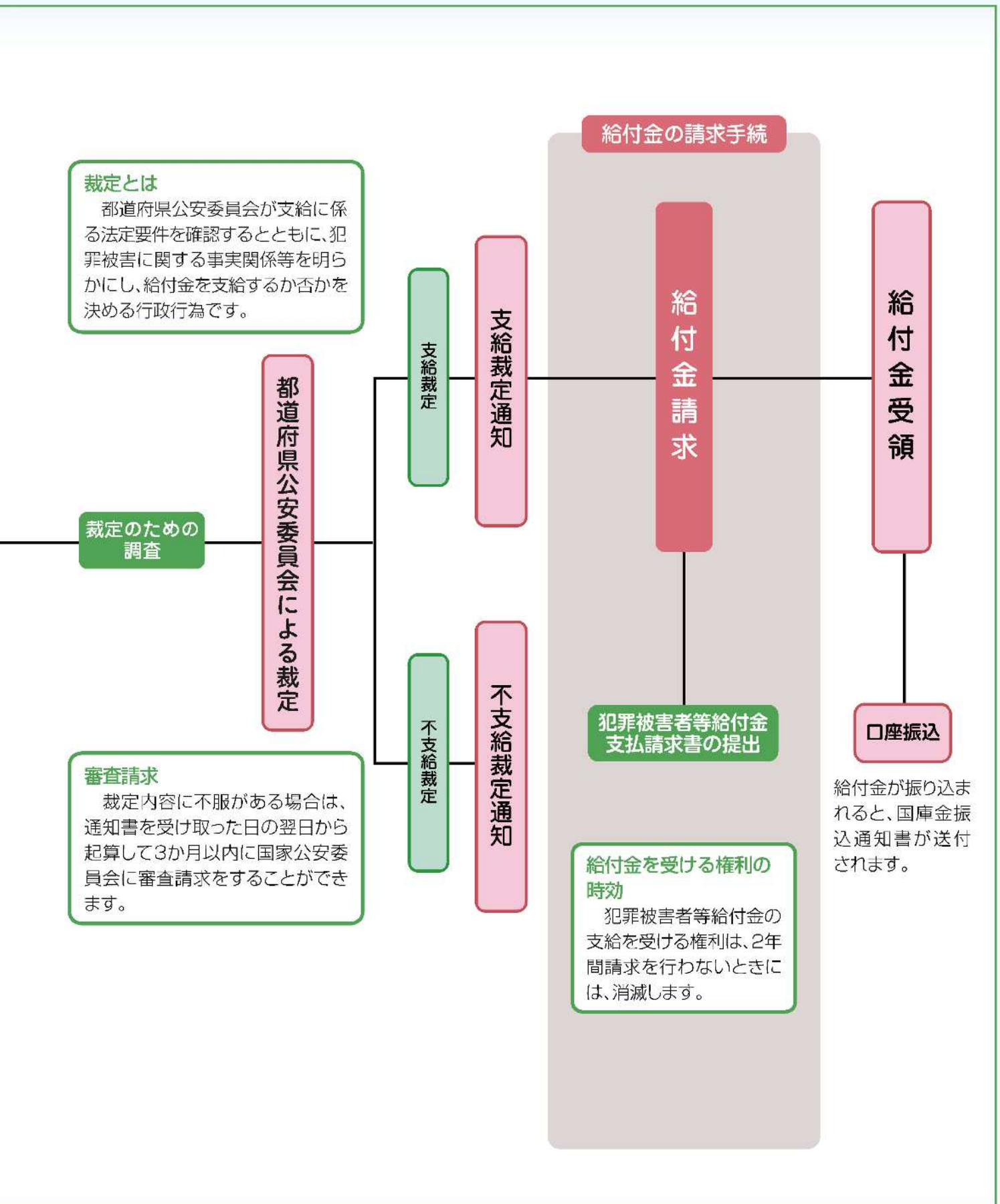
犯罪被害の原因が犯罪被害者にもあるような場合

労災保険などの公的給付や損害賠償を受けた場合

等については、都道府県公安委員会の裁定により、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

〔犯罪被害者等給付金の申請・請求の流れ〕





〔国外犯罪被害弔慰金等支給制度の概要〕

国外犯罪被害弔慰金

**支給額
200万円**

●支給を受けられる方

亡くなられた国外犯罪被害者の第一順位の遺族

●支給を受けられる遺族の範囲と順位

- 1 ①国外犯罪被害者の配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- 2 国外犯罪被害者の収入によって生計を維持していた国外犯罪被害者の
 - ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母
 - ⑥兄弟姉妹
- 3 2に該当しない国外犯罪被害者の
 - ⑦子 ⑧父母 ⑨孫 ⑩祖父母
 - ⑪兄弟姉妹

※○内数字は、支給を受けられる遺族の順位です。

※例～亡くなられた国外犯罪被害者に①配偶者及び②子がない場合は、③父母が第一順位となります。

※国外犯罪被害者一人当たり総額200万円で、第一順位遺族が二人以上いるときは、その人数で除した額となります。

国外犯罪被害障害見舞金

**支給額
100万円**

●支給を受けられる方

障害が残った国外犯罪被害者本人

●「障害」とは

負傷又は疾病が治ったとき(その症状が固定したときを含む。)における身体または精神の障害で、法で定められるもの(労働者災害補償保険制度における障害等級第1級に相当するもの)をいいます。(※)

※国外犯罪被害障害見舞金の対象となる障害

- 1 両眼が失明したもの
- 2 咀嚼(そしゃく)及び言語の機能を廃したもの
- 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 5 両上肢を肘関節以上で失ったもの
- 6 両上肢の用を全廃したもの
- 7 両下肢を膝関節以上で失ったもの
- 8 両下肢の用を全廃したもの
- 9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が上記と同程度以上と認められるもの

◆ 対象となる犯罪被害

日本国外(日本国外にある日本船舶または日本航空機内は除きます。)において行われた人の生命または身体を害する行為のうち、その行為が日本国内において行われたとした場合に、日本の法令では罪に当たるもの(過失犯、正当行為、正当防衛を除きます。)による死亡または障害をいいます。

◆ 国外犯罪被害者の資格

被害の原因となった犯罪行為が行われた時点で、日本国籍を有する方(日本国外に生活の本拠を有し、その地に永住すると認められる方を除きます。)

◆ 国外犯罪被害者の遺族の資格

被害の原因となった犯罪行為が行われた時点で、日本国籍を有する方または日本国内に住所を有する方

〔国外犯罪被害弔慰金等の申請・請求の流れ〕

